

大学における視覚障害学生に対する支援や配慮の実態調査

—障害学生と大学のコミュニケーションおよび災害対策を中心に—

○青松利明 清和嘉子

（筑波大学附属視覚特別支援学校）

KEY WORDS: 視覚障害 障害学生支援

1. 目的

現在は、視覚障害のある学生が大学のさまざまな学部・学科に進学するのが可能な時代になっている。また、大学進学にあたり、受験時や入学前には、試験の実施方法、授業への参加、教科書の点訳体制、大学で備えるべき支援機器、通学および学内の移動の際の支援などについて相談の場が設けられ、視覚障害学生が大学生活を送るにあたって必要な支援や配慮の内容が協議されている。しかしながら、支援内容については、大学間で格差が見られたり、当事者の希望と実際の支援内容に差が感じられたりすることがある。そこで、全国盲学校長会大学進学対策特別委員会（現、大学進学支援委員会）は2008年度に、大学に在籍中の視覚障害学生が、大学生活をおこなう上で受けている支援の現状と当事者の希望を明らかにすることを目的に、「視覚障害学生実態調査」を実施した。その結果、支援の現状と当事者の希望の間に差があることが明らかとなった。

2008年度に「視覚障害学生実態調査」が実施された後、障害者関連の法規の改正や制度も進み、「合理的配慮」という言葉が社会に浸透し、障害学生の受け入れにおいても重要視されるようになってきている。そこで、支援の現状と当事者が希望する支援内容との間の差が変化してきているのか、また、支援の現状および希望のそれぞれについて変化がみられるのかを分析し、今後の視覚障害学生の学習や生活環境の整備につなげることを目的に、2015年度に再度、視覚障害学生の実態調査を行った。

2. 方法

対象 対象は、国内の一般大学および大学院に在学する視覚に障害のある学生とした。

質問紙 大学生活における支援について、現状の支援内容と本人の希望を、それぞれ項目ごとに選択肢から選び回答する形式とし、一部自由記述を求めた。質問紙の内容は、①プロフィール、②入学前相談、③資料の入手、④資料の提出、⑤講義等、⑥定期試験、⑦図書館・参考資料室、⑧学習室・専用ロッカー、⑨支援機器・視覚補助具、⑩施設・設備、⑪視覚に障害のある友人との関わり、⑫学生生活、⑬高校時代に身につけておくべき力の13項目とした。

手続き 調査目的を説明し、回答は本調査のみで利用することを確認した後、調査協力の同意を得た学生に対し、質問紙が質問紙の内容をもとに口頭でインタビューし、回答を書き取った。なお、本調査の実施にあたり、科学研究費補助金（奨励研究）を受けた。

本稿では、調査項目のうち、視覚障害学生が学生生活を安心・安全に送るために必要な入学前相談および入学後の話し合いの状況、合理的配慮に関する意識、災害時の避難経路等の説明を中心に、回答を分析し、結果をまとめた。

3. 結果と考察

（1）対象者の属性

視覚障害のある大学生および大学院生45名（男17名・女28名）、平均年齢21.2歳であった。

在学する学部は、文系37名、理系8名で、在学大学数は

35校で、うち大学院が2校であった。学年は、1年次8名、2年次9名、3年次12名、4年次14名、大学院生2名であった。

視力は、0.03未満が27名（うち点字26名）、0.03～0.1未満が11名、0.1以上が7名であった。使用文字は、点字27名、墨字（拡大文字を含む）18名であった（以下、点字使用学生を点字、墨字使用学生を墨字と略して記すこととする）。

視覚障害のある大学生の数が極めて少ないことを考慮すると、45名を対象とできたことは、価値が高いといえる。

（2）視覚障害学生と大学との話し合いの状況

入学前相談（学内の建物の配置などに関するオリエンテーション、教職員との打ち合わせ、寮やアパートの斡旋）が入学前であったか（現状）、およびそれらを希望する程度を質問した。それらの回答を、現状については「なかった」0点、「あった」1点、希望については「必要ない」0点、「できたらほしい」1点、「必ずほしい」2点と得点化し、項目ごとの合計点を点字使用学生・墨字使用学生それぞれの対象人数×満点で割った値を求めた。その値を2008年度の結果と比較・分析したところ、「教職員との打ち合わせ」は、2008年度に比べ、実施率が下がり（点字：2008年度0.91・2015年度0.82、墨字：2008年度0.92・2015年度0.89）、希望は上がった（点字：2008年度0.88・2015年度0.93、墨字：2008年度0.54・2015年度0.78）。入学前の教職員との打ち合わせは、各学生が使用する文字で作成された教科書の準備や、教職員の理解促進等のために必要であり、実施率が上がることを期待する。

入学後の学習や生活の支援に関する話し合いの程度を質問したところ、「まったくくない」点字・墨字各0.0%、「入学時のみ」点字3.7%・墨字5.6%、「年に一度」点字7.4%・墨字5.6%、「学期に一度以上」点字・墨字各88.9%であった。また、ほとんどの学生は「継続的に相談できる組織や担当者がある」と回答し、相談先としては障害学生支援室、教務課、ソーシャルワーカー、カウンセラー、担任などが挙げられた。

（3）合理的配慮に関する意識

合理的配慮について、視覚障害学生本人および大学がどの程度意識しているかを質問したところ、「合理的配慮という言葉をよく知らない」が点字29.6%・墨字22.2%、「合理的配慮という言葉は知っているが、大学から説明を受けてはいない」が点字48.1%・墨字55.6%、「合理的配慮に関する説明を受けたが、あまり覚えていない」18.5%・墨字5.6%、「合理的配慮に関する説明を十分に受けた」点字3.7%・墨字16.7%であった。2015年度の調査時には、ほとんどの大学で、当事者および大学側の「合理的配慮」に関する意識があまり高くないことがわかった。障害者差別解消法の趣旨を十分理解し、学生は自分に必要な配慮をきちんと伝えられるようになること、大学側には障害学生が必要としている配慮内容にどのように対応できるかを検討してもらえることを期待する。

（4）災害時の避難経路等の説明

災害時の避難経路等に関する説明の程度を質問したところ、「まったくくない」が点字63.0%・墨字61.1%、「一度だけ」が点字18.5%・墨字22.2%、「年に一度」が点字18.5%・墨字11.1%、「年に数回」が点字0.0%・墨字5.6%であった。

災害時における障害者の安全対策の充実が大きな課題である。

（AOMATSU Toshiaki, SEIWA Yoshiko）